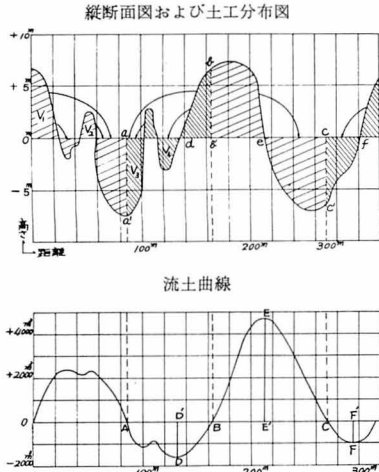


4 水平線(土均衡線 balancing line)が曲線を切る二点間は切取, 盛土のバランスを示す。

5 曲線が山なるときは切取土は左から右へ, 谷なるときは右から左へ運搬されることを示す。

6 曲線と水平線とに囲まれた面積は二点間の土工を流用させる仕事量を示す。



すなわち例図によれば DE は (+) 勾配の曲線で, これに相当する縦断面は切取 de であり, 切取全量は $EE' - (-DD')$ で示す。また EF は (-) 勾配の曲線で, 盛土 ef を現わし, 盛土全量は $EE' - (-FF')$ である。また V_1V_2 の切取の流用範囲は流土曲線の第 1 の山が水平線と交わった A 点, すなわち縦断面の $a-a'$ までとなり, 切取の運搬方向は左から右となる。同様に V_3V_4 の盛土は bb' 線までの切取が流用されることを示すもので, 土の運搬は右から左となる。(別所多喜次)

りゅうぼくど 立木度 (英) density of standing trees 材積密度ともいい, 標準収穫表の胸高断面積合計と測定地の胸高断面積の比。主として立木材積測定の基礎としてつかわれる。(高村義次)

りゅうぼつきそんがいはいしょう 留保付損害賠償 荷主が運送品の不着事故について損害賠償を請求するにあたって, 賠償金を受取ったのちに, もしその運送品が発見されたときには, 賠償金を返還して, 運送品を受取りたい旨の条件をつけること。その請求をうけた鉄道管理局長は, その荷物の正当着駅の駅長に対して荷物の到着または発見の場合における報告方・保管・引渡その他必要な処置について, あらかじめ指示をしておき, その荷物を引渡することができるようになったときには, 留保者に 1 月以内に既に支払った賠償金を返還して荷物を引取るよう通知を発する。もし留保者が 1 月以内に賠償金を返還すれば荷物を引渡し, その申出がなければ留保権が消滅して, 国鉄がその荷物の所有権を取得する。(坪谷忠雄)

りょうきんせいど 料金制度 鉄道や軌道はほかの運輸機関と同じように運送の対価として運賃を請求できることはいうまでもないが, 運賃のほか各種の料金を請求できる場合がある。料金は運送の対価ではなく, 設備の使用, 一定行為の許容, とくに手数を要する手続等に対する報酬として収受するものである。法令上では鉄道・軌道の料金を運賃と同様に取扱うよう定められている事項がある。すなわち (1) 停車場に運賃表・料金表その他運輸に必要な諸規則を備えつけなければならないこと(鉄道運輸規程第 4 条, 軌道運輸規程第 3 条) (2) 運賃・料金は監督官庁の認可を受けなければならないこと(地方鉄道法第 21 条, 軌道法第 11 条, 国有鉄道運賃法第 9 条の 2) (3) 鉄道は運賃・料金の正算払いを請求することができること(鉄道運輸規程第 11 条)などの規定がこれである。

料金の中には乗車券の払いもどし手数料(鉄道運輸規程第 14 条), 託送手荷物の保管料(同第 45 条), 貨物の留置料および保

管料(同第 47・56 条), 貨車留置料(同第 62 条), 要償額表示料(同第 30 条), 付添人料(同第 58 条), 膳本料(同第 53 条), 機械器具の使用料(同第 63 条), 覆布および綱の使用料(同第 64 条), 国鉄の寝台料金・急行料金(国有鉄道運賃法第 6 条)などのように法令において認められているものもある。

しかしながら鉄道・軌道業者も運送事業を営む商人であるから, 法令上特別の規定がなくとも, その営業の範囲内において他人のためにある行為をした場合は, これに相当する対価を請求することができる。ただ鉄道・軌道は常に不特定な多数の人を相手にして営業するのであるから, 取扱いの公平を期するためにも, また事務上の不便を除くためにも一定の料金をあらかじめ定める必要がある。すなわち普通乗車券の方向変更・経路変更手数料, 定期乗車券の種類・区間変更手数料, 入場料, 貸切扱取消の場合の空車回送料, 手回り品持込料, 荷物引渡証明料, 配達料, 特別扱新聞紙・同雑誌承認手数料, 証券手数料, 指図手数料, 一時預り料, 軌間を異にする区間にまたがって運送する車扱貨物の積換に対する接続料などがこれに属するのである。なお地方鉄道・軌道の料金については, これらの区分にかかわらず, 基本的なものは認可事項となっている。

料金の種類は以上のように多種多様にわたるので, これを受受する原因別に分類してみるとつぎのとおりである。

1 一定の設備の使用の対価として収受するもの 土地・建物等の使用料, 覆布および綱の使用料, 国鉄の寝台料金, 一時預り料等。

2 一定の地域への立入りその他の行為を認めたことに対して収受するもの 乗降場への入場料, 客車内への手回り品持込料。

3 旅客・荷主等の請求により鉄道・軌道において, とくに処分したことに対する手数料として収受するもの 各種乗車券の払いもどし手数料, 普通乗車券の方向変更・経路変更手数料, 定期乗車券の種類・区間変更手数料, 要償額表示料, 荷物引渡証明料, 付添人料, 荷物配達料, 特別扱新聞紙・同雑誌承認手数料, 接続料等で, その種類が最も多い。

4 鉄道・軌道が旅客・荷主等のために本来の義務以外の業務を行い, 設備の使用を制約されたことに対して収受するもの 各種の保管料, 留置料, 回送料等である。→運賃制度。(鈴木勘治)

りょうこうかんせん 両交換線 接続線の両端をそれぞれ異なる 2 つの電話交換所の交換機に接続したもので, どちらの交換所からも接続でき, また必要ある場合には両交換所間の中継線としても利用することができる。(福島武雄)

りょうしゅうしょう 領収証(旅客荷主への) 鉄道が旅客または荷主から運賃料金等を収受する場合は, 乗車券類・荷物切符・貨物通知書等を発行交付するので, これらの証票は領収証の性質を併有するから, とくに領収証として単独の帳表の交付を要しない(しかし着払運賃料金および引換代金等を収受する場合は, 取扱の便宜上証票の交付を省略している)。ここにいう領収証は運賃料金, 引換代金等直収入にかかる現金を収受したものに對し, 旅客または荷主からとくに領収証の請求があった場合に発行するもので, 単なる現金領収の証であり, 収入証票ではない。

本書の様式は甲・乙の 2 片制で, 甲片は支払者に交付, 乙片は発行駅に保存する。(伊藤 孝)

りょうばんせん 両磐線 東北本線一ノ関駅を起点とし, 薄衣を経て大船渡線千厩駅を終点とする路線と, 一ノ関から花泉を経て千厩駅に至る路線とからなる国鉄自動車路線で, これを